

第 号  
令和3年 月 日

様

地方局長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

令和3年 月 日付で申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- |   |      |                      |   |
|---|------|----------------------|---|
| 1 | 支給額  | 月額                   | 円 |
| 2 | 支給期間 | 令和3年 月から<br>令和 年 月まで |   |

(注意事項)

- 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。
  - 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
  - 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

本給付金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②、③の要件確認のため「求職活動等状況報告書(様式4)」、②の要件確認のため職業相談確認票(様式5)、③の要件確認のため常用就職活動状況報告書(様式6)を提出してください。
- 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式7)」を提出してください。
- 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月実施主体に対し提出してください。